

【用語の解説—矯正統計月報】

1 第1表「刑務所・拘置所別 被収容者の入出所事由別人員」

用語	解 説
矯正管区	全国に8管区設置され、各管轄区域内の矯正施設を指導監督する法務省の地方支分部局である。
刑務所・拘置所	(少)は少年刑務所を、(医)は医療刑務所を、(社)は社会復帰促進センターを、(拘)は拘置所を示す。本所より1字下げて表示してあるのは支所であり、(刑)は刑務支所を、(拘)は拘置支所を示す。
少年院等	少年法第56条第3項の規定により少年院に収容された者及び少年鑑別所に収容された被告人等の合計であり、総数及び被収容者の区分別合計に内数として含まれる。
直入	刑務所及び拘置所以外からの新たな入所である。
資格異動	被収容者の区分に異動を生じた場合(例えば、被疑者が被告人となる等)である。
復所	仮釈放の取消し、刑の執行停止の取消し、保釈の取消し、逃走者の連戻し等による再入所である。
その他	死刑の執行、死亡、逃走又は少年院、少年鑑別所、留置施設等への移送等である。

2 第2表「受刑者の入出所別人員」

この表は、第1表の「受刑者」の入・出所中「施設間の移送」を除いた人員の内訳である。

用語	解 説
その他	少年処遇から成人処遇への移行、国際受刑者移送法による受入、送出等である。
括弧内の数	少年受刑者であり、内数である。